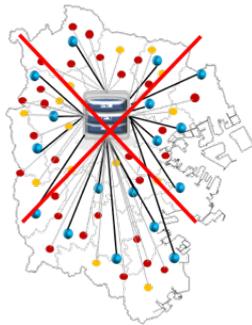


第2章 推進手法

1. 基本的な推進方針

ICTを活用した地域医療連携ネットワークは、現時点においても国で検討を重ねている一方で、全国的に見ても都市部での広域活用事例がほとんどありません。そのような中、370万人を超える市民が居住し、医療機関数も6,000を超える本市において、単一で巨大なネットワークシステムを新たに構築することは、現実に即しません。

【単一システムの導入は適さないことへの補足説明】



- ・ 固定的なシステムを構築することにより、国の検討状況や新たな標準化技術などに沿える柔軟性がなくなること。
- ・ 地域・領域ごとに異なるニーズを一つに束ね、多様なステークホルダー間での合意形成は困難。
- ・ ICTに対する理解度や、設備といった環境は施設ごとに大きく異なること。
- ・ 大規模システムでは、運営体制・保守維持費用・更新などにかかる負荷が非常に大きくなること。

医療提供体制が地域や領域ごとの現状・特色・ニーズを踏まえて構築されていることと同様、地域・領域が自立的に構築・運用するICTを活用した地域医療連携ネットワークを相互接続し、本市全域をカバーし、目指す将来像につなげることが望ましいと考えます。

ただし、仕様や条件が自由な中で構築されたネットワークシステム同士を接続するためには、技術面でも運用面でも大幅な変更を伴うなど、非常に高コストを要することが全国の事例からわかってきています。

そのため、できるだけ簡便かつ低コストに相互接続するために必要な条件や決まりを予めガイドラインとしてまとめ、適合する各ネットワークシステムを相互接続することにより、目指す将来像の実現を目指します。

2. 推進手法とガイドラインを必要とする趣旨

間近に迫る2025年に向け、規模・目的等が様々な地域医療連携のネットワークシステムを相互連携しながら本市全域へ展開するためには、大前提として、全てのネットワークシステムが適法に運用されていることが不可欠です。その上で、相互連携に必要な要件をそれぞれが満たしていることが必要です。

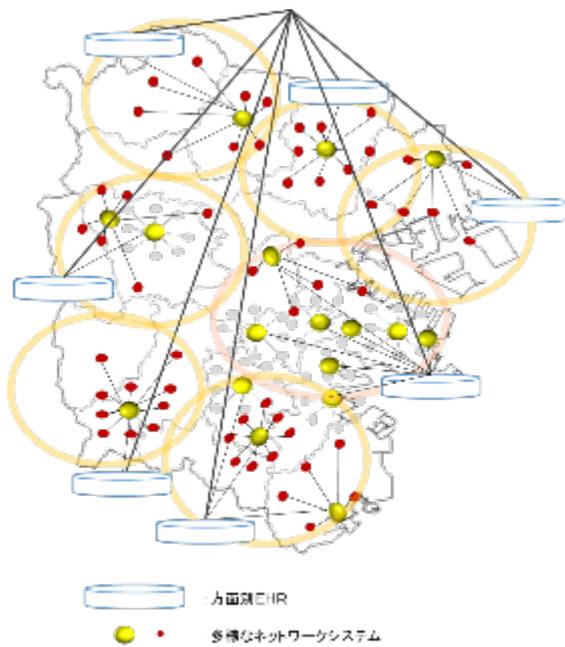
更に、病病連携、病診連携、医療介護連携を含む地域全体の連携に対応できる規模を有するネットワークシステムとして、本市方面別といった一定の診療圏域ごとにEHR¹が必要です。

このEHRは、市内全域をカバーするネットワーク網のハブとして機能することを想定した場合に必要な要件を満たす必要があります。

将来的には市内全域を仮想的に一つのネットワークシステムでカバーできることになり、本市の目指す将来像に示す「医療機関・介護施設等がICTを活用し緊密に連携することで、本市全域の市民に対して、正しい情報に基づく最適な診療・治療・健康管理を提供できる環境」の実現につながります。

¹ EHR(Electronic Health Record: 医療情報連携基盤)の略。

【相互連携によるイメージ図】



- ・市全域をカバーするために必要なハブとして機能するに十分な数が必要というだけで、EHRの数は図と同じに方面別に固定するものではありません。
- ・多様なネットワークシステムはSNSでの情報連携や、例えば画像情報の共有に特化したシステムといったものも含まれます。
- ・本図はイメージであり、全てのネットワークシステムが構造化されたデータベースを保有していて、リアルタイムで接続されていることを意味していません。

3. ガイドラインの位置づけ

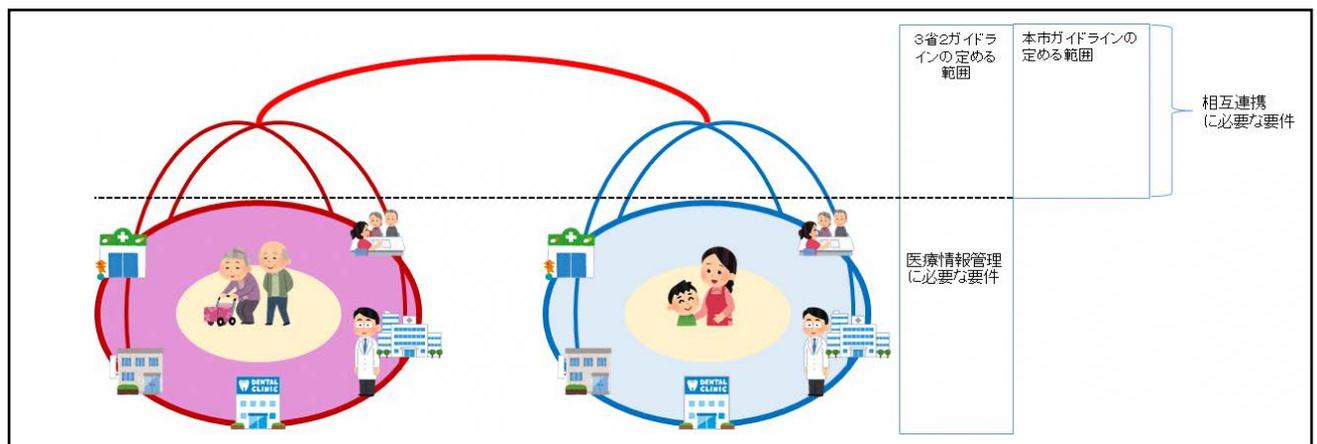
ICTを活用した地域医療連携ネットワークの適正な取扱いについて既に、厚生労働省（医療情報を扱う全ての情報システムとその導入・運用・利用・廃棄に関わる人または組織を対象）、経済産業省及び総務省（医療情報システム等を提供する事業者等）にてガイドライン（以下、「3省2ガイドライン」）を定めています。

ただし、3省2ガイドラインで定められた要件は主に情報管理や責任の取扱いに関するものが中心なため、相互連携しながら本市の将来像につなげる運用に必要なポリシーについて、本ガイドラインで別途策定します。

本市でICTを活用した地域医療連携ネットワークを企画・構築・運用する際、原則、本ガイドラインを満たすようにしてください。本ガイドラインを満たさないことによるペナルティといったものではありませんが、横浜市全域をカバーする仮想的な一つのネットワークシステムへ参画するためには必要です。

なお、国の医療分野でのICT化に関連する事業や計画、神奈川県地域医療構想、及び本市の「よこはま保健医療プラン2018」といった、各種計画との整合性は確保します。また、本ガイドラインの参考情報として、医療機関等がネットワークを企画・構築・運用する上で有用となる情報も紹介し、本市将来形を見据えた地域の取組を推進します。

【3省2ガイドラインとのすみわけイメージ】



4. 対象読者

本ガイドラインは、本市において、ICTを活用した地域医療連携ネットワークの企画検討・構築・運営に携わる医療・介護関係者、実際に利用する医療・介護関係者を対象としたものです。ただし、市外との連携も考慮にしているため、市外関係者も対象読者に含めています。そのため、市民や患者を読者対象としてまとめたものではありません。

5. 本ガイドラインの対象とする ICT を活用した地域医療連携ネットワークの範囲

(1) 前提条件

政府が定めるガイドライン(3省2ガイドライン)を満たしていることを医療機関、あるいは運営主体が提示できること

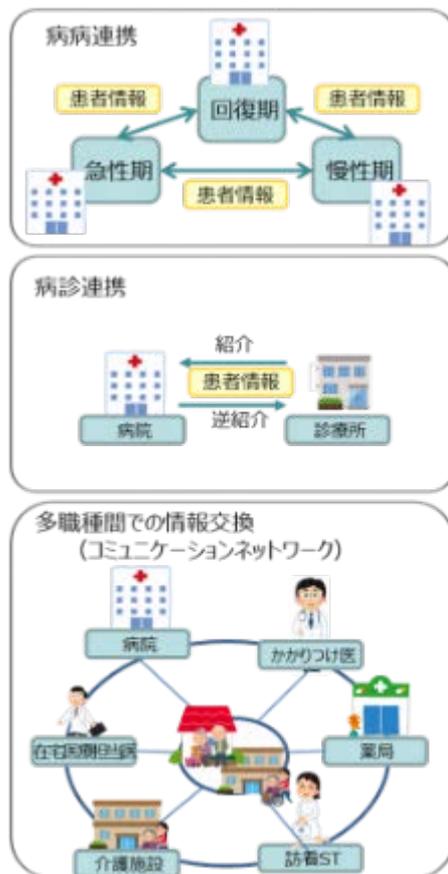
- ・ [医療情報システムの安全管理に関するガイドライン](#) (厚生労働省)
- ・ [医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン](#) (総務省・経済産業省)

(2) 対象

複数の医療機関や介護施設等が参加して ICT 利用により診察・ケアの記録、検査結果、放射線画像等の患者情報を共有する、オンラインネットワークシステム全般を指します。

そのため、EHR による病病連携や病診連携による連携・共有だけではなく、多職種間で情報交換するコミュニケーションツール(SNS 等)といった情報システムを用いた連携ネットワークも含めます。

【地域医療連携ネットワークの分類イメージ例】



1. 病病連携

急性期から慢性期、回復期へ患者の状況変更に伴う転院等による病院間での患者情報連携

2. 病診連携

診療所と病院間での紹介・逆紹介を中心とした連携

3. 多職種間コミュニケーション

主に在宅医療では、多様な職種が連携し患者宅や患者の入所する介護施設への訪問を通じて診療等を行います。そうした訪問時の状況共有等のコミュニケーションによる連携

6. 本ガイドラインの構成について

第1章には、ガイドライン策定の背景と目指す将来像を記載しています。第2章(本章)では、推進手法やガイドラインの位置づけを記載します。

第3章は、相互連携に必要な要件を記載しています。

第4章は、第3章を踏まえつつ、全国の構築・運用事例や国の取組などを参考にした

方面別 EHR を構築する際に推奨となる要件を記載しています。

本ガイドラインでは、国の取組や他都市の参考事例などは概略の記載にとどめ、詳細な情報は URL リンクなどによる紹介とします。

なお、本ガイドラインは全て、現時点で想定しうる範囲で最も有効と考えるものとして要件等を定めています。したがって、公表後も、最新の国や関連学会等での検討や他都市事例、本市の状況などの時流に合わせて、随時ガイドラインの更新を行います。こうした随時更新を行いやすくするため、本ガイドラインは、文書をパーツごとに分解し、全て web での公表としています。そのため、印刷版は用意しておりません。予めご了承ください。

また、本ガイドラインに関連する有用と考えられる情報はガイダンス(「参考関連情報(ガイダンス)」)としてまとめて同様に公表しています。適宜ご活用ください。

改善しながらより良い内容へ (ガイドラインの特徴)

本ガイドラインは、国や地域のトレンド、有識者の助言などにより、適宜、修正や情報追加を行うことを前提としています。

※最新の情報を常時共有するために、ガイドラインはホームページ上でのみ公表しています。

広く意見を募集

ホームページのフォームからガイドラインに対するご意見や提案が可能です。

適宜、修正追加

いただいた意見などを基に、全体の整合性やタイミングなどを踏まえながら、適宜ガイドラインに反映します。

なお、意見を踏まえて更新が行われたことがわかるように公表します。

市で意見を集約し反映・webサイトで公開

横浜市医療局 ICT を活用した地域医療連携ネットワークガイドライン

<http://www.city.yokohama.lg.jp/iryo/ict/guideline/>

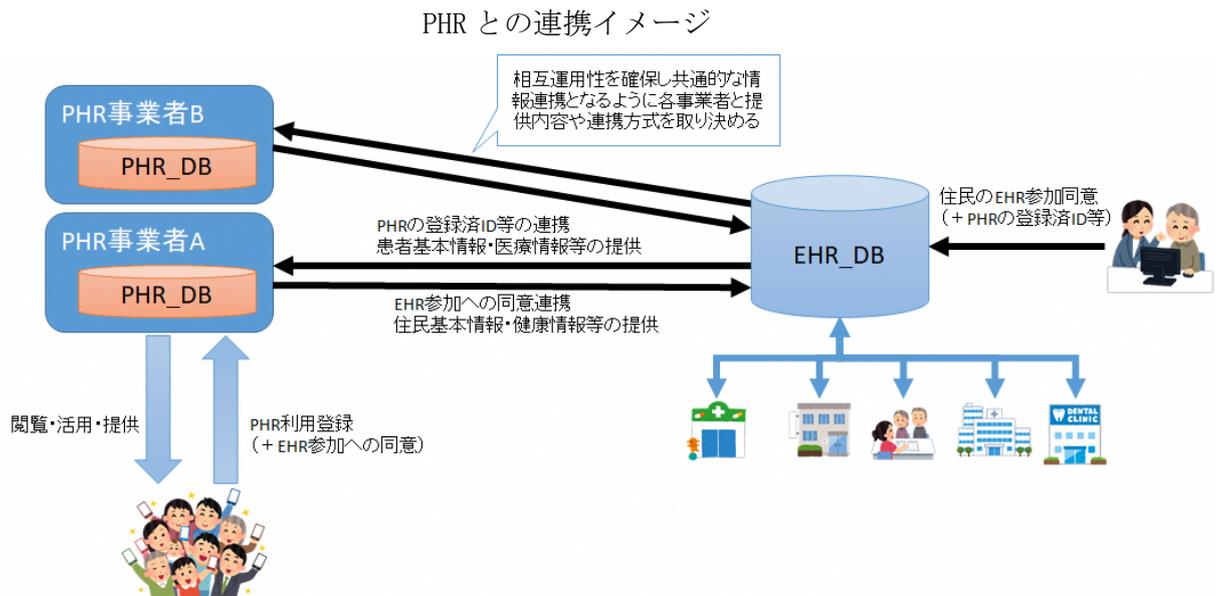
スマートフォン等からのアクセスはこちらのQRコードから

7. PHR との連携について

厚生労働省がとりまとめた「[国民・患者視点に立った PHR の検討における留意事項について](#)」では、PHR¹とは個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組みです。本市ガイドラインでは、地域医療連携ネットワークとの相互連携時の概要および基本的な考え方を示します。

(1) PHR との連携概要

PHR との連携については、相互運用性を確保し、個人情報が必要な形で管理されることが求められます。以下に連携イメージを示します。



(2) PHR との連携における基本的な考え方

PHR との連携における基本的な考え方については、厚生労働省にて PHR 基盤やルール整備が現在行われているところであり、今後整備される内容を踏まえて構築を進めていくことが望ましいです。今後の整備に見据えて以下の点に留意して構築を進めるようにしてください。

なお、これらは厚生労働省にてとりまとめられている「[国民・患者視点に立った PHR の検討における留意事項について](#)」に詳細が記載されていますので、参考にしてください。

- ①情報の電子化・標準化
- ②情報閲覧時の一覧性等の確保
- ③既存インフラを活用した本人への情報提供
- ④PHR の利用目的を踏まえたデータの保存期間
- ⑤保健医療情報を適切に取り扱うための仕組みの整備

今後の PHR 基盤等の整備や民間 PHR 事業者との連携拡大を見据えて、相互運用性を確保し、情報連携の仕様等を明確化するよう努めてください。

¹ PHR (Personal Health Record) :医療・健康情報の略